

## 令和6年度環境保全型土壌消毒事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、土壌病原菌等によって特定の農作物がうける連作障害の予防を図るため、環境に配慮した還元型太陽熱土壌消毒の実施に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、当該助成金については、この要綱に定めるもののほか、銚田市補助金等交付規則（平成17年銚田市規則第37号）に定めるところによる。

### (助成金対象作物)

第2条 助成金の交付対象作物は、次のとおりとする。

- (1) メロン
- (2) いちご
- (3) みずな
- (4) パセリ
- (5) ほうれんそう
- (6) 小松菜
- (7) トマト

### (助成金対象者等)

第3条 助成金の交付対象者は、銚田市内に住所を有し、耕作している農家等（以下「事業者」という。）とする。

2 助成金対象の農地は、前項の事業者が還元型太陽熱土壌消毒実施後に第2条で規定する対象作物を作付けするほ場とする。

3 事業者が当該助成金の交付を受けようとする場合は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 農業用使用済みプラスチック等の適正な処理を行っていること。
- (2) 市税等の滞納が無いこと。

### (助成金対象経費)

第4条 この要綱に定める事業の助成金対象経費は、還元型太陽熱土壌消毒を実施する際に使用するフスマ又は米ぬかの購入に係る経費とする。

2 助成対象経費には、購入に係る消費税相当額は含まないものとする。

### (助成金の限度額)

第5条 この要綱に定める事業に関する助成金の助成率は別表のとおりとする。

### (助成金の交付申請)

第6条 第3条で規定する事業を実施し、助成金の交付を受けようとする場合は、助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出部数及び提出期限は、市長が別に定める。

### (助成金の交付決定)

第7条 市長は、助成金交付申請書について十分審査を行うものとし、その内容が適正であると認めたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定を行うものとする。

（事業の中止等）

第8条 事業者は、当該事業を中止しようとするときは、その理由を記載した書類を速やかに市長に提出しなければならない。

2 事業者は、事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに当該事業が予定の期間内に完了しない理由、又は遂行が困難となった理由を記載した書類を作成して市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（助成金の交付）

第9条 市長は、第7条に基づく交付決定の後、助成金を交付するものとする。

（帳簿等の保存）

第10条 この事業に係る帳簿等は、事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（立入検査）

第11条 市長は、助成金にかかる予算の執行の適正を期するため必要があるときは、事業者に対して報告をさせ、又は立入りによる帳簿書類その他を検査し、もしくは関係者に事業を聞くことができる。

（有効期限）

第12条 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（別表）

対象農地	助 成 率
市 内	2分の1以内。 ただし、10a当たりの上限を15,000円以内とする。 一人当たりの上限を100,000円とする。
市 外	4分の1以内。 ただし、10a当たりの上限を7,500円以内とする。 一人当たりの上限を100,000円とする。

## 令和6年度環境保全型土壌消毒事業助成金交付要綱の運用について

第1 令和6年度環境保全型土壌消毒事業助成金交付要綱第3条第1項に規定する事業者が市外に農地を有し、第2条に規定する対象作物を作付けし、還元型太陽熱土壌消毒を実施し、助成を受けようとする場合は、その農地を有する市町村が発行する次の書類を助成金交付申請書（様式第1号）に添付しなければならない。

（1）耕作証明書

令和 年 月 日

銚田市長 様

住 所

氏 名

電話番号（自宅）

（携帯）

環境保全型土壌消毒事業助成金交付申請書

令和6年度において、下記のとおり環境保全型土壌消毒事業助成金の交付を受けたく、要綱第6条の規定により助成金の交付を申請します。

記

実施状況

実施作物名 (該当するものに○)	メロン・いちご・みずな・パセリ ほうれんそう・小松菜・トマト	
事業実施場所及び 実施面積	番地	a
	番地	a
	番地	a
購入内容	フスマ kg	円
	米ぬか kg	円
	総 額	円

(添付書類)

1. 位置図（住宅地図等）
2. 領収書（フスマや米ぬかの数量の記載があるもの）  
有・無（支払予定月 月 / 支払方法 現金・口座）
3. その他市長が必要と認めるもの

【同意欄】 同意する場合○を付けてください。

令和6年度環境保全型土壌消毒事業助成金交付要綱第3条 に基づく助成対象者の要件及びその審査について	(同意する)
--	--------

※（参考）令和6年度環境保全型土壌消毒事業助成金交付要綱より抜粋

(助成金対象者等)

第3条 助成金の交付対象者は、銚田市内に住所を有し、耕作している農家等（以下「事業者」という。）とする。

2 助成金対象の農地は、前項の事業者が還元型太陽熱土壌消毒実施後に第2条で規定する対象作物を作付けするほ場とする。

3 事業者が当該助成金の交付を受けようとする場合は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 農業用使用済みプラスチック等の適正な処理を行っていること
- (2) 市税等の滞納が無いこと

様

銚田市長

環境保全型土壌消毒事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった環境保全型土壌消毒事業助成金については、令和6年度環境保全型土壌消毒事業助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 事業の内容 環境保全型土壌消毒事業（還元型太陽熱土壌消毒）
- 2 助成金交付決定額 円